

危機管理 マニュアル



中種子町立野間小学校

1 児童の事故防止のための具体策【事前の対応】

事 故 の 要 因		子 供 の 実 態
生 活 環 境	学 校 生 活	・ 骨折しやすい。 ・ きまりが守れない。 ・ 注意力が不足しがち。 ・ 自己中心的な行動。 ・ 落ち着きがない。 ・ うまく転べない。 ・ 体を調整する力の低下。 ・ 朝から疲れている。 ・ 他を思いやる行動力低下
・ 家で体を動かす機会が減っている。 ・ 塾や習い事が多くなっている。 ・ テレビを見る時間が増えている。 ・ テレビゲーム等をだらだらとしてしまう。 ・ 就寝時間が遅い。 ・ 子育てに対する考えが多様化している。	・ 事故に対する職員の意識 ・ 事故に対する児童の意識 ・ 教師の事前指導 ・ 適時指導 ・ 心の健康 ・ 物的環境	

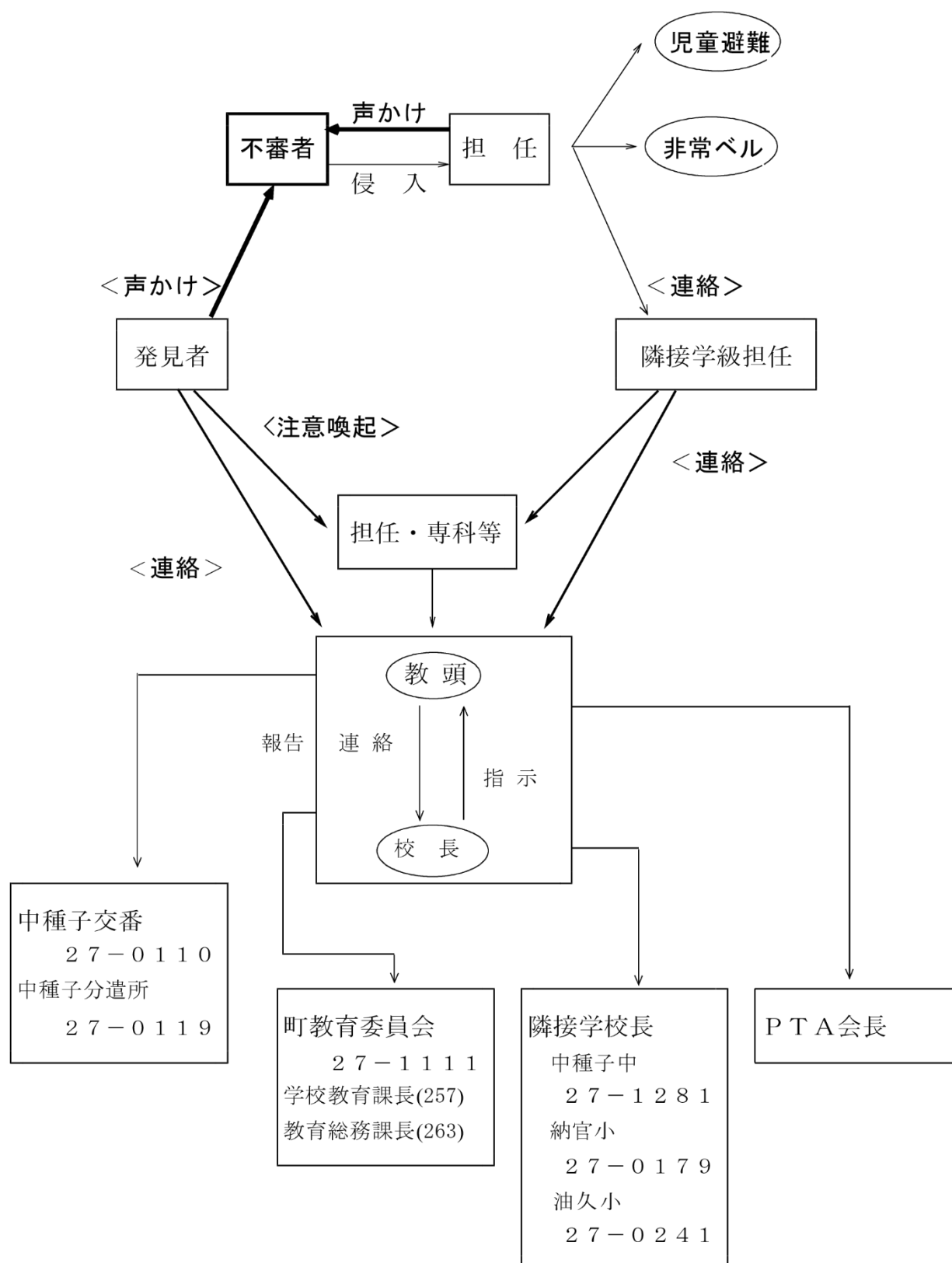
【事故防止のために教師の決意】

- ・ 子供の事故を起こさない指導を徹底する（焼くな、死なすな、怪我さすな）
- ・ 事前に一言の注意。事後にきまり、安全についてほめて意欲を高める。
- ・ 報告、連絡、相談を徹底。気がかりなことがないように。

【教師が重点的に行う具体的な事故防止策】

安全管理			安全教育	
対人管理	心身	○事故災害を起こしやすい子供の把握 ○安全に関する子供の行動観察の計画的実施 ○緊急事態の場合の対応 ○非常災害時の計画の明確化	朝の会	○ボランティアの勧め ○健康観察を入念に ○「あかるいこ」の指導 あ…あいさつは心をこめて元気よく か…階段、廊下は静かに歩く る…ルールを守って交通安全 い…一生懸命そうじをする。 こ…こわさないで大切に使う。
	生活	○安全のための校内生活のきまり ○理科・図工・家庭及び体育等における安全のきまり ○通学路の確認と危険個所の把握・明示	移動時間	○安全な遊びの指導 ・ 押さない、飛び降りない、回りに注意
対物管理	学校環境	○計画的な安全点検 ○安全点検の結果の事後措置（緊急、中・長期的計画の区別） ○情緒の安定を図るための校内・校外の清掃活動、言語環境等	休み時間	○安全の視点からの使用方法を指導 ○安全の視点からの行動観察、指導 ・ 決められた場所での遊び
	組織活動	○教職員の役割の明確化と自覚・実践 ○学校・家庭・地域を結ぶ組織活動 ○警察署、消防署等地域の安全に関する諸機関との連携 ○報告、連絡、相談	給食時間	○担任引率による配膳 ○待つ時間の指導 ○落ち着いたなごやかな食事
			帰りの会	○下校コースの指導 ○帰宅時間の指導
			随時指導	○思いやりのある言葉遣い ○きまりの意義、守る意義 ○保健室にいる子供への配慮

2 学校内への不審者侵入時の対応【発生時の対応】



学校内における不審者への対応の仕方【発生時の対応】

1 学校全体として

- (1) 入口（正門，プール横，給食センター側，中学校側裏門）へ看板を設置する。
「用事のない方は無断で校内に出入りしないでください。（野間小学校長）」
- (2) 校内で見知らぬ人を見かけたら，声を掛ける。特に用事がない場合は，退去してもらう。
- (3) 校舎内へ無断で立ち入ろうとした場合，制止する。それでも，聞かない場合は大声を出す。近くの教職員がすぐに教頭，校長に連絡する。
- (4) 教頭，校長は，状況を把握し，場合によっては警察，教育委員会等へ連絡する。

2 各担任（専科等）の対応

- (1) 見知らぬ人を見かけたら「何か。御用でしょうか」と声を掛ける。
- (2) 回答がない場合，不審な行動をやめない場合
 - ・ 隣の学級担任に声を掛ける。
 - ・ 複数の児童に，「誰か他の先生を呼んでくるよう。」指示する。
- (3) 教室に侵入した場合
 - ・ 退去するよう指示する。
 - ・ 大声で助けを呼ぶ。子供を避難させる。
 - ・ 複数の児童に，「誰か他の先生を呼んでくるよう。」指示する。
 - ・ 万一の場合，非常ベルを鳴らす。
- (4) 被害者が出た場合
 - ・ まず，他の児童を外に逃げるよう指示する。
 - ・ 被害者の児童を保護する。
 - ・ 隣の教室の教師が気付いたら，まず，自分の学級の児童を避難させるとともに，近くの教師に声を掛け，緊急事態を伝える。
 - ・ 校長，教頭に連絡する。 ※ 必要によっては，救急車を要請する。

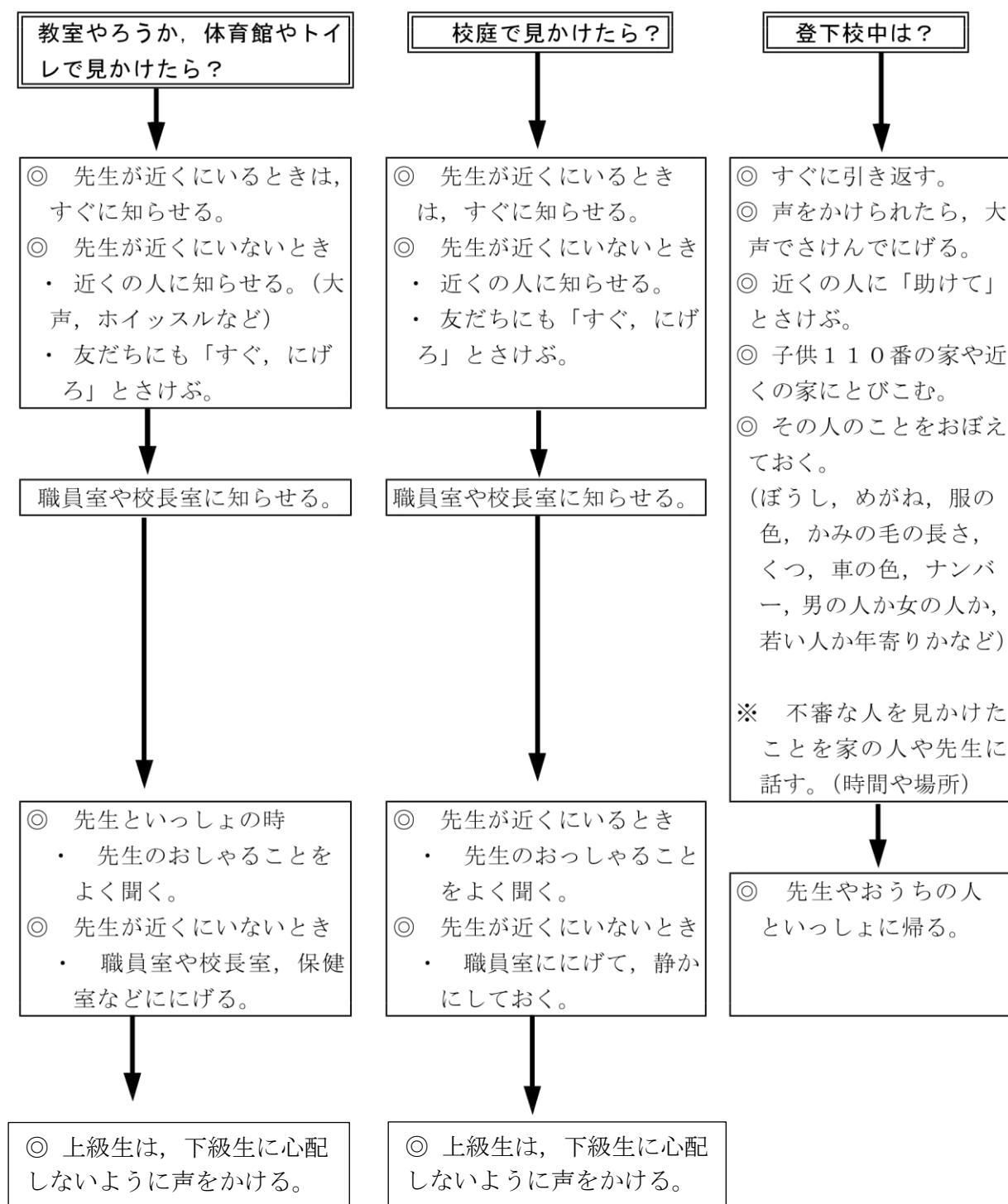
3 校長，教頭の対応

- (1) 担任等から不審者の連絡が入り次第，校長は，教頭及び職員に声を掛け，校内を探す。
- (2) 不審者を見つけたら，用件の有無を尋ね，用事がない場合は速やかに退去してもらう。
- (3) 見つからない場合は，教育委員会，警察に連絡する。同時に，各担任に口頭で注意を促す。
- (4) 緊急事態発生の場合の対応
 - ・ 校長は，直ちに，教頭に緊急避難の放送をするよう指示し，複数の教師と現場の状況を確認する。
 - ・ 現場の状況を把握後，他の職員に命じて，教頭から警察，消防署，教育委員会等関係機関に通報する。
 - ・ 被害児童の救出を行うと同時に，不審者を逃がさないようにする。

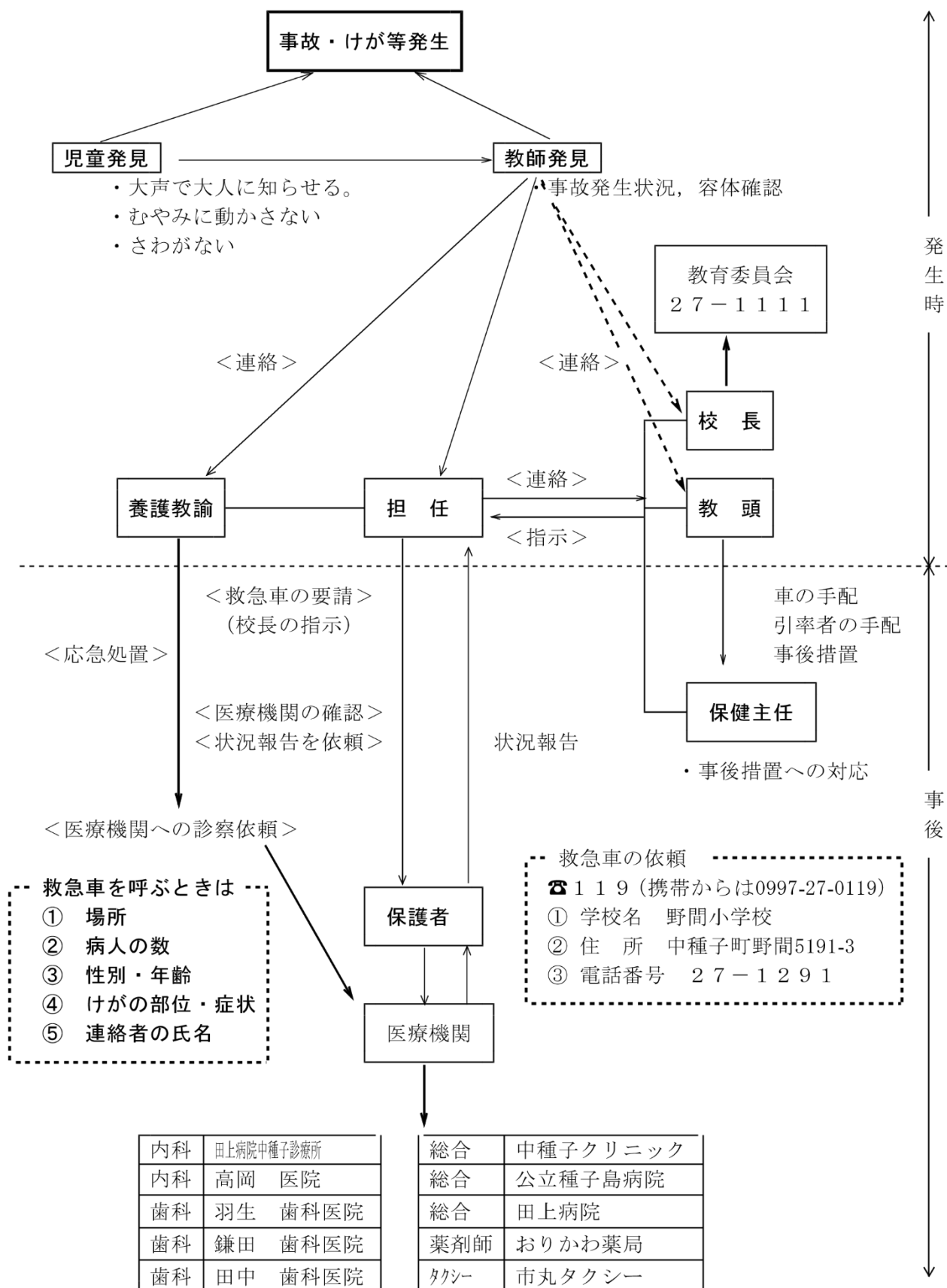
※ 事後の対応【事後の対応】

- (1) 場合によっては暴風雨時のマニュアルにより，集団下校をさせる。
- (2) 発達の段階に応じて，児童への精神的ケアを行う。（場合によっては，カウンセリング専門家等の支援を考慮する。）
- (3) P T A等への説明やマスコミ等への対応には，校長が当たる。

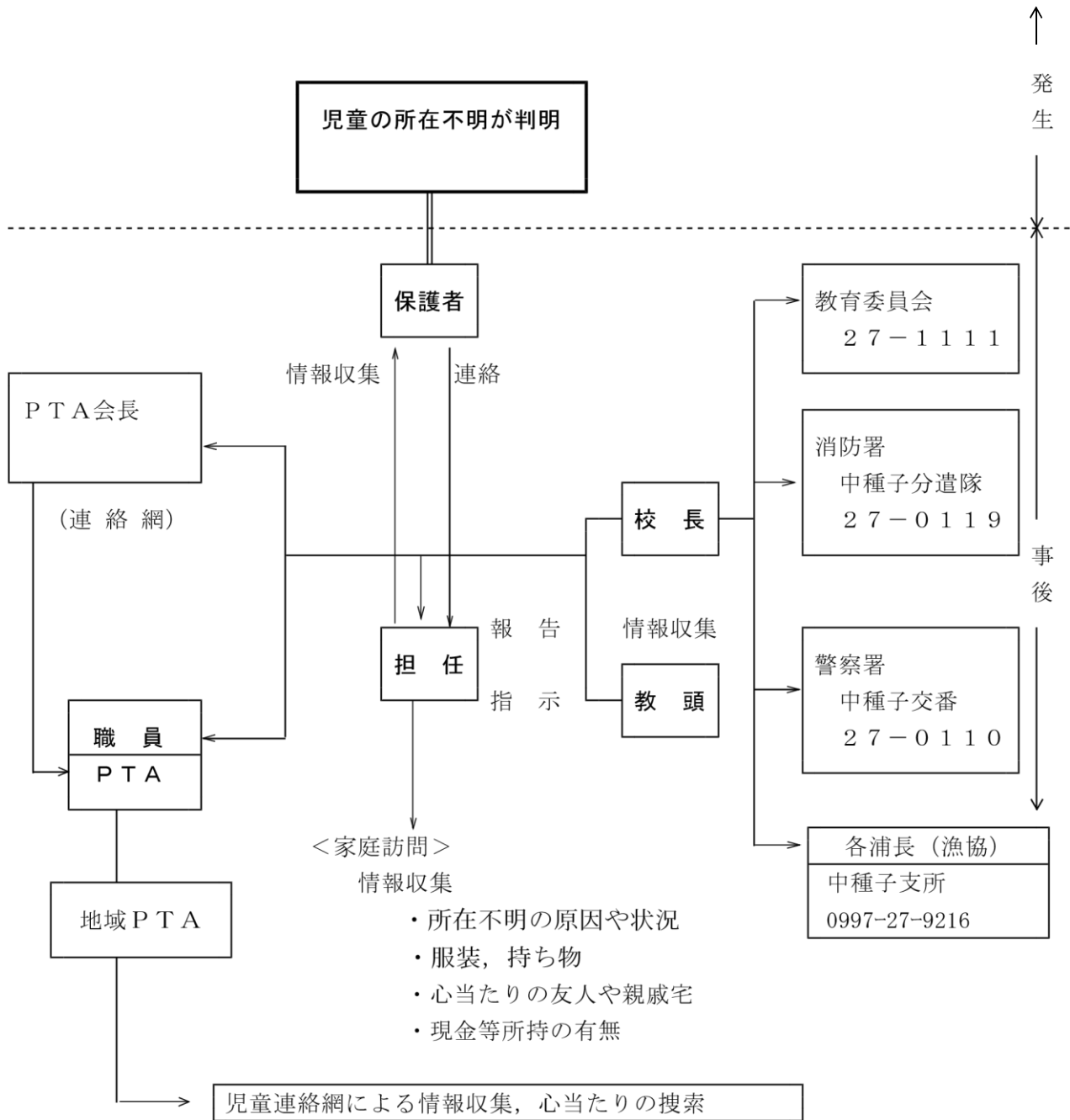
ふしんな人（かねて見かけない、あやしい人）を見たときは？ 【発生時の対応】



3 事故（急病等）発生時の対応【発生時及び事後の対応】



4 児童等の所在不明時の対応【発生時及び事後の対応】



< 万一の場合 >

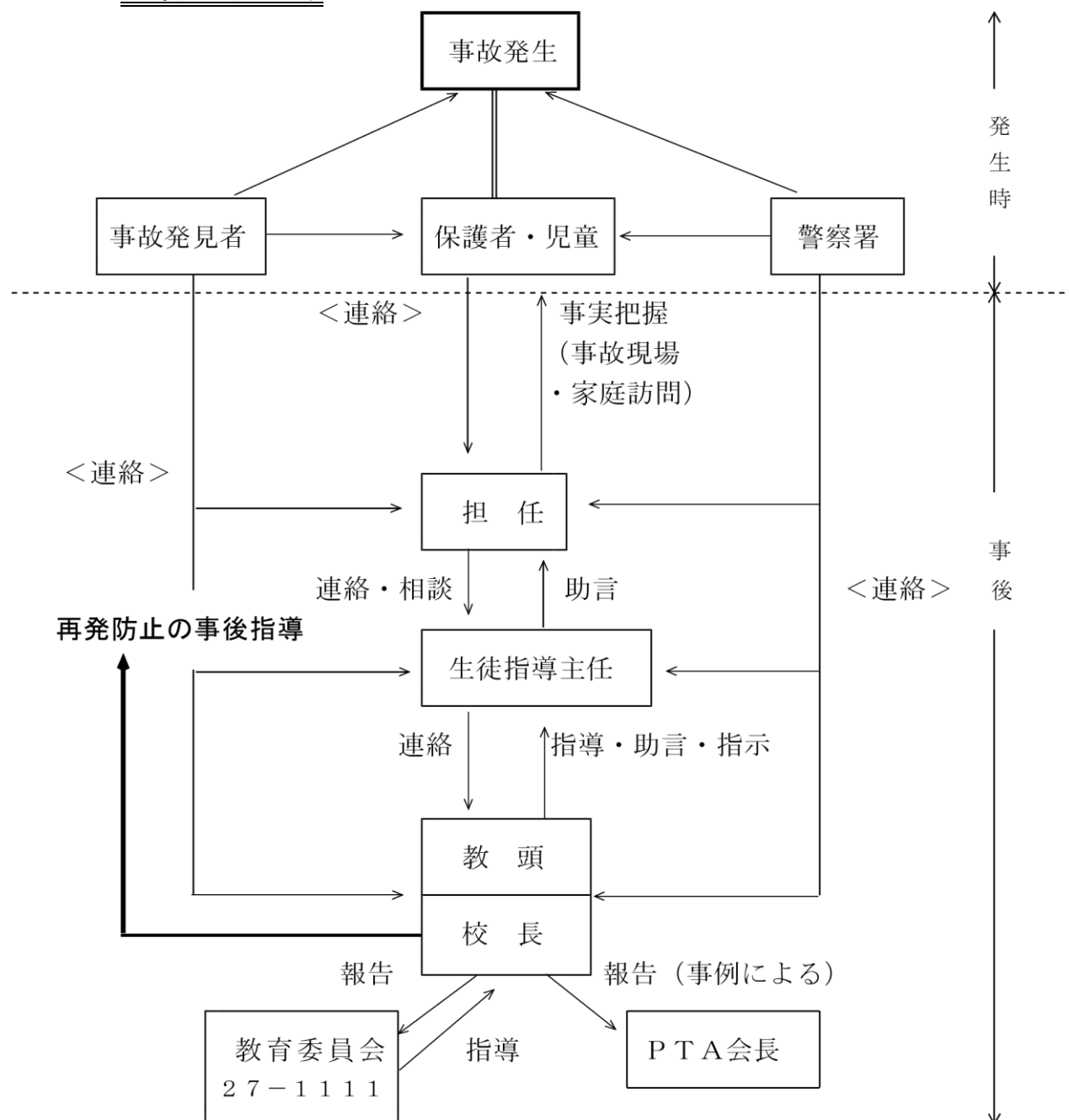
学 校 (対策本部設置) 職員, PTA役員等の非常招集

警察, 消防, PTAとの連携
 搜索活動への協力
 報道機関への対応
 教育委員会への報告

窓口の一本化

5 生徒指導上の事故発生時の対応【発生時及び事後の対応】

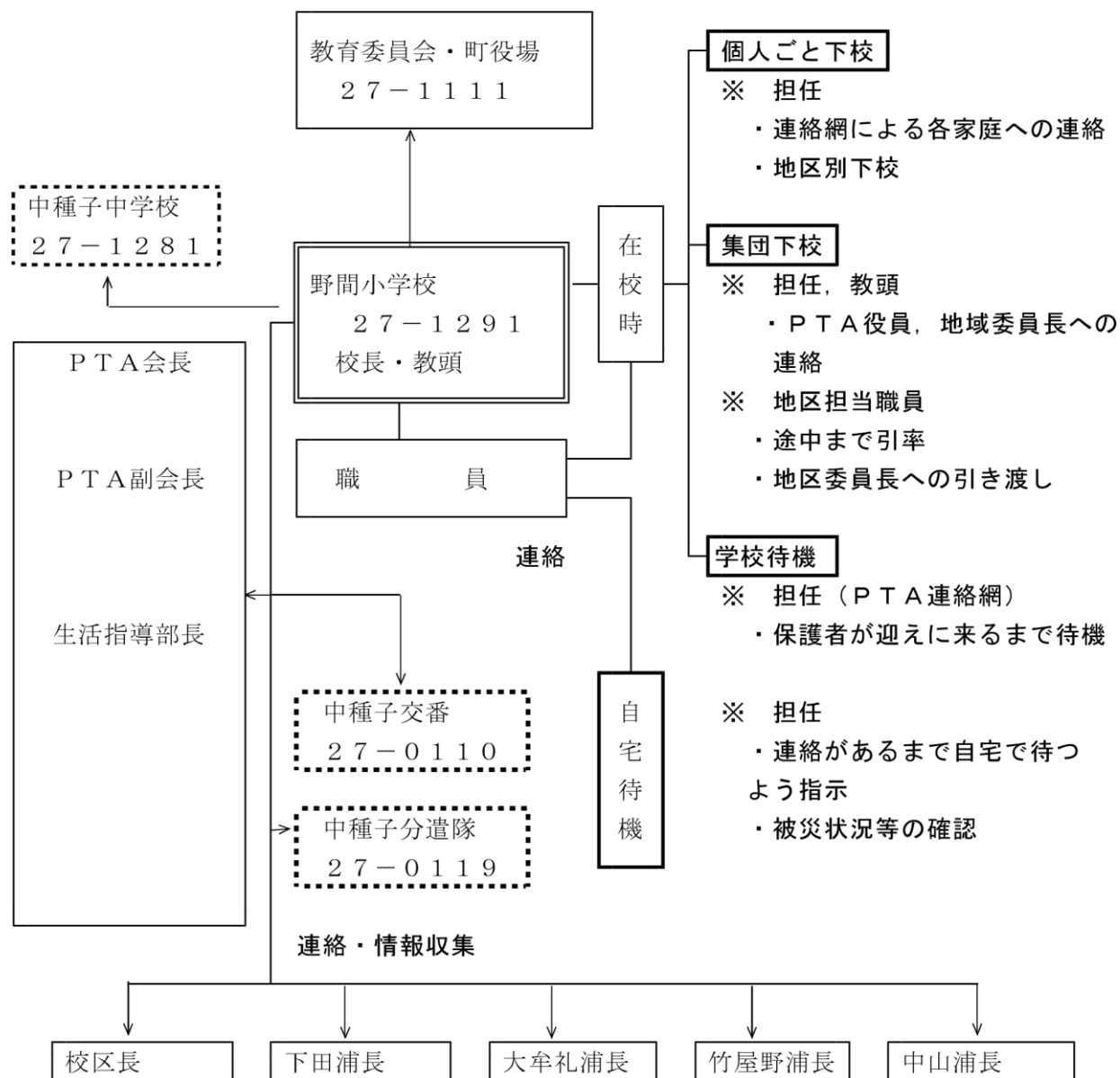
万引・窃盗等



※ 担任の対応

- 程度・種別により生徒指導主任と連携しながら対応する。
- 複数の場合は、個別に事実確認して事実関係をあわせる。
- 保護者に対しては、事実を伝え学校の対応や家庭での教育の在り方について説明する。
- 再発防止の指導と継続観察（声かけ）

6 地震・津波・台風・洪水・落雷・火山に関する噴火警報等 発生時の対応【事後の対応】



児童への対応

- | | |
|---------|-------------|
| ※ 的確な判断 | ※ 地区委員長への連絡 |
| ※ 安全第一 | ※ 帰着の確認 |

【落雷の発生】

雷への対応のポイント

積乱雲が近づくサイン

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴があります。以下のような変化を感じたら、積乱雲が近づいている兆し（サイン）です。

・真っ黒い雲が近づき周囲が暗くなる。・雷の音が聞こえてきた。・急に冷たい風が吹いてきた。

避難行動

- (1) 雷鳴が聞こえたらすぐ避難
 - ・ 屋外活動を中断し、すぐに安全な場所に避難。
 - ・ 雷鳴が遠くても、雷雲はすぐに近づいてくる。
- (2) 建物の中や自動車など、安全な場所に避難
 - ・ 鉄筋コンクリート建築、自動車の中は比較的安全。木造建築の内部も基本的には安全だが、電気器具、天井、壁から1 m以上離れれば更に安全。
- (3) 安全な場所に避難できない場合
 - ・ 低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くし、地面との接地面をできる限り少なくする。
 - ・ 高い木の近くは危険なので、木の全ての幹、枝、葉から2 m以上は離れる。
 - ・ 電柱や建築物など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れた所に退避。

行政機関等への報告

- (1) 校長は、人的・物的被害状況を把握し被害があった際は、教育委員会に報告する。
- (2) 必要があると判断したら、救急車を要請したり、消防等の関係機関へ救助要請等を行ったりする。

下校

- (1) 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒を待機させる。その際は、学校の対応を保護者等に連絡する。
- (2) 登下校時に発生した場合は、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないよう指導する。
- (3) 自転車乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難するよう指導する。

安全指導（教育）、安全管理の充実

安全指導（教育）

- (1) 児童生徒の発達段階に応じて、落雷に関する知識や、落雷の危険性、落雷発生時の適切な避難行動、身を守る方法等について理解し、主体的に行動できるようにする。
- (2) 登下校中や学校外での活動中においても、落雷の兆候に気付いたときや、落雷が発生したときに適切な避難行動ができるようにする。
- (3) 教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力、応急手当の技能を向上するための校内研修等を実施する。

安全管理

- (1) 過去の落雷事故や被害の危険度について確認しておく。
- (2) 落雷における具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行う。
- (3) 気象庁ウェブサイト：雨雲の動き (<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>) などの落雷に関する情報を、迅速かつ正確に把握できる体制を整備する。

【火山に関する噴火警報発表】

〔火山災害に関する基本的対応〕

- 噴火警戒レベル等火山活動に関する情報を十分に把握しておくこと。
- 気象庁や鹿児島地方気象台が発表する火山情報に注意すること。
- テレビやラジオ、自治体の防災無線等をもとに、正しい情報を把握すること。
- 自治体の避難指示に従うこと。

発表からの対応のポイント

初期対応

- (1) 噴火警報及び自治体から発令された避難指示に応じて、児童生徒の避難又は下校を速やかに検討する。
- (2) テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集し、避難開始・避難方法等を判断する。
- (3) 火山災害（降下火砕物、火砕流、溶岩流、泥流・土石流、山体崩壊（岩屑なだれ）、津波、火山ガス、地震等）に対しては、教育委員会や関係機関等と連絡を取り合って、児童生徒の避難や緊急下校等の措置をとる。

避難行動

- (1) 屋外での教育活動中に噴火が発生した場合は、屋内の安全な場所に入るなどの避難行動をとる。
- (2) 「警戒が必要な範囲」の内側においては、自治体から発令される避難指示に従い適切な避難行動をとる。
「警戒が必要な範囲」の外側であっても、風向き等によって小さな噴石等が飛んでくる可能性もあることから、噴火に気付いたらまずは屋内に避難する。

※ 自治体が作成している「地域防災計画」には、火山活動の状況の変化に伴う「警戒が必要な範囲」の推移が定められていることから、「警戒が必要な範囲」と学校の所在場所の位置関係を日頃から確認・把握しておき、噴火警報（噴火警戒レベル）の発表に応じて、適切な避難行動等がとれるよう、全職員で共通理解しておくことが重要である。

安全指導（教育）、安全管理、組織活動（研修を含む）の充実

安全指導（教育）

- (1) 学校の実態及び児童生徒の発達の段階に応じて、火山に関する知識や火山災害発生時の適切な避難行動等身を守る方法等について理解し、主体的に行動できるようにする。
- (2) 自宅にいる場合や登下校中に噴火警報が発表されたり、火山の噴火に気付いたりした際においても適切な避難行動ができるようにする。
- (3) 学校が所在する地域またはその近くに火山がない場合においても、登山や温泉地などでの校外学習等を実施する際には、火山災害発生時の避難行動等適切な対応の仕方について、事前に具体的な指導を行うようにする。

安全管理

- (1) 当該自治体の地域防災計画をもとに、学校及び地域の実情に応じた具体的な対応策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行う。
- (2) 噴火警報等火山活動に関する情報を、迅速かつ正確に把握できる体制を整備する。
- (3) 「地域防災計画」や火山噴火に関する防災マップ等をもとに、学校に影響を及ぼす可能性のある火山災害要因（降下火砕物、火砕流、溶岩流、泥流・土石流、山体崩壊（岩屑なだれ）、津波、火山ガス、地震等）について把握しておく。
- (4) 校区内や地域における噴火警戒時の立入規制箇所について把握しておく。また、そこに居住する職員・児童生徒についても把握しておく。
- (5) 児童生徒の保護者への引き渡し方法について定め、全ての保護者に周知するとともに、緊急連絡体制を整備しておく。
- (6) 避難時に着用するヘルメットや頭巾、非常持出品を適切に管理する。

組織活動

- (1) 日頃から当該自治体の関係部局と連携し、児童生徒及び職員の避難方法等について確認しておく。
- (2) 教育委員会との連絡体制及び連絡内容についての確立を図る。
(児童生徒、職員の安全確認、学校施設の被害状況、臨時休業等の措置、職員の出勤状況、教育計画の変更 等)
- (3) 児童生徒の避難行動、引き渡しの方法や場所、在宅時の避難方法と緊急連絡方法等、日頃から家庭との連携を図る。
※ 各家庭の実情に応じて、個別に適切な対応ができるようにしておくことも必要である。

【鹿児島県の活火山】※ 太字は噴火警戒レベルが運用されている火山

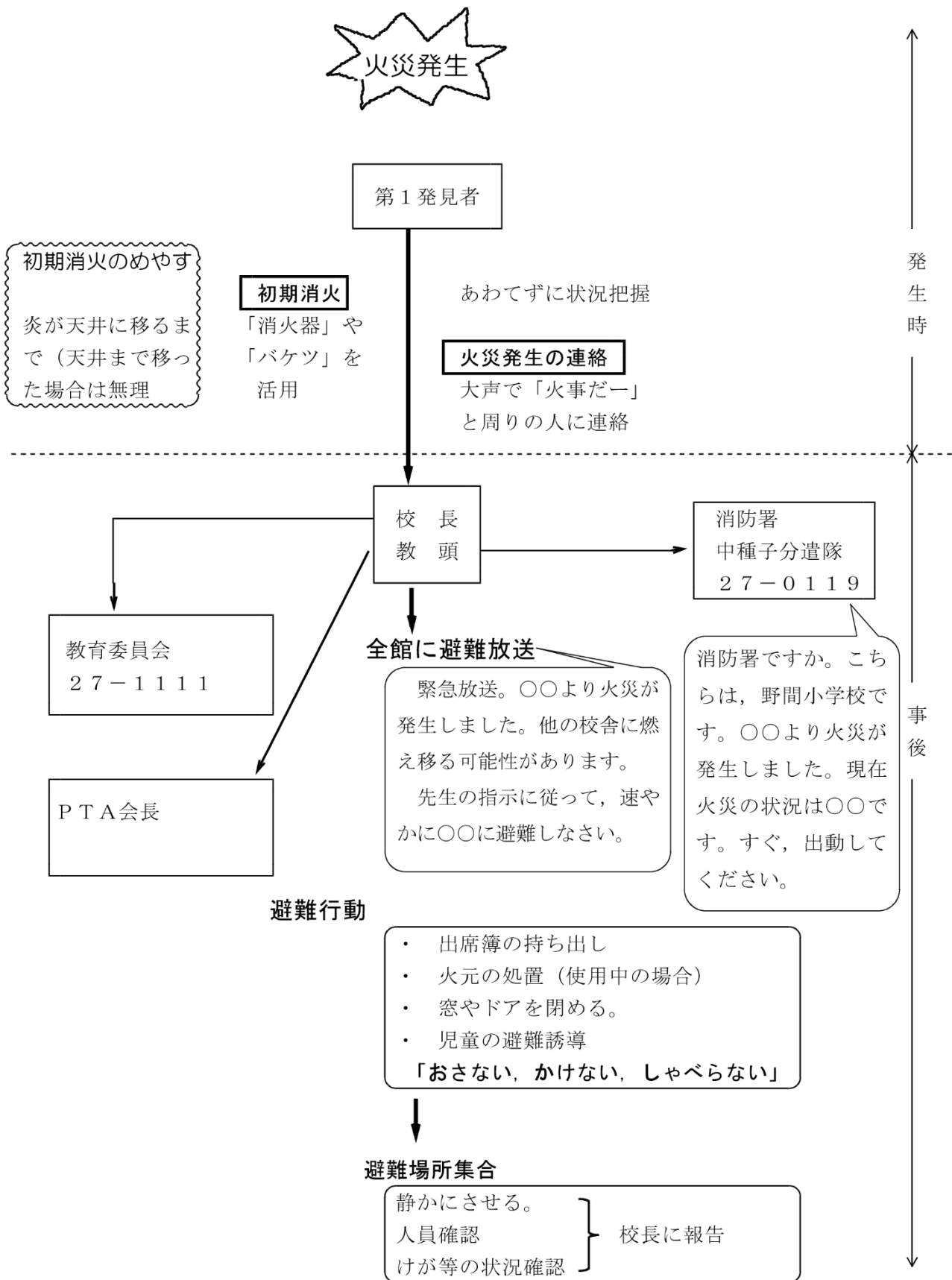
霧島山 米丸・住吉池 若尊 **桜島** 池田・山川 開聞岳 **薩摩硫黄島**
口永良部島 口之島 中之島 **諏訪之瀬島**

※ 霧島山で「噴火警戒レベルが運用されている」のは、えびの高原（硫黄山）周辺、新燃岳、御鉢、大幡山

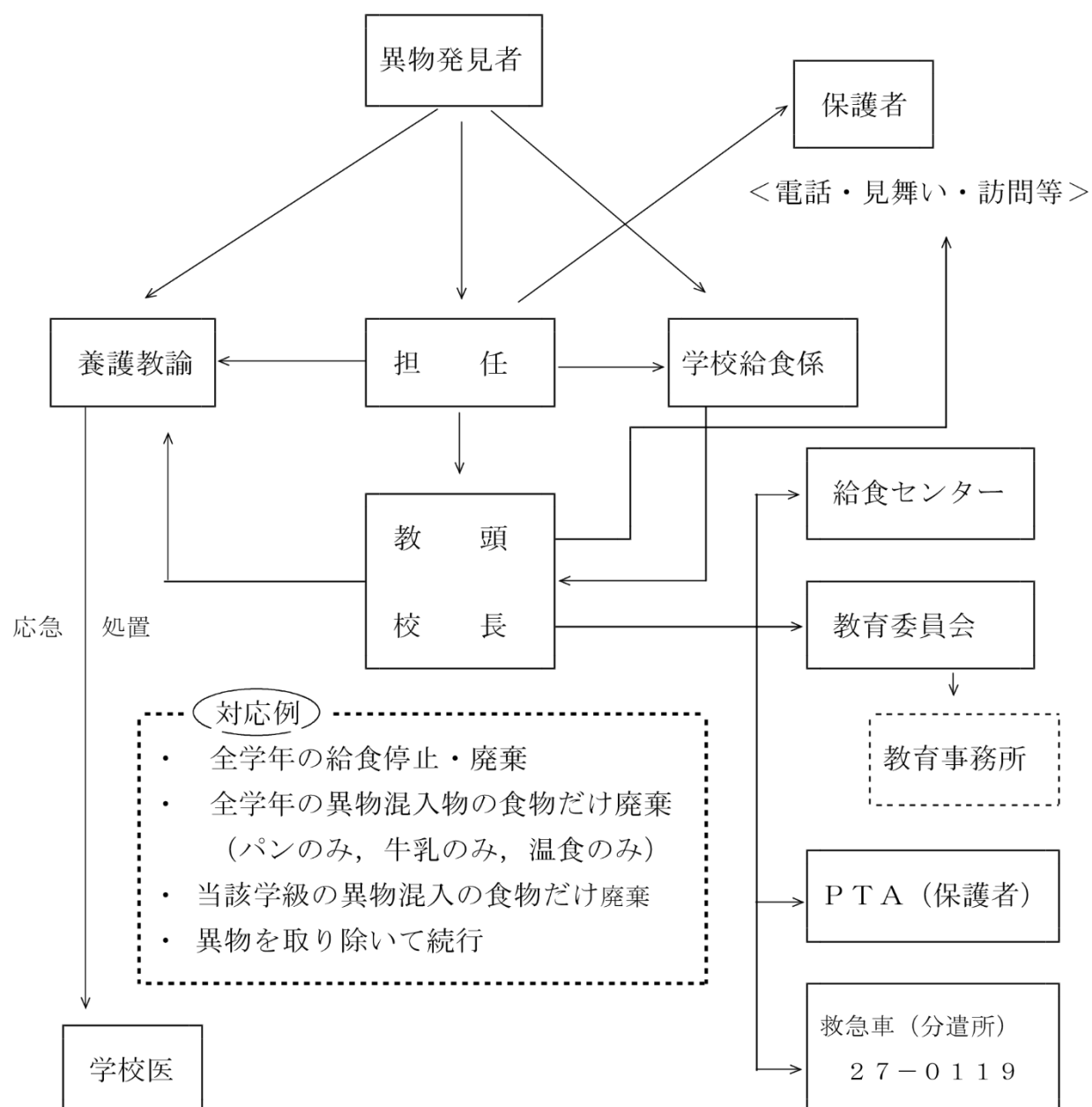
【噴火警戒レベル】

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域	レベル 5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		及び それより火口 側	レベル 4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域 近くまで	レベル 3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル 2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火警報	火口内等	レベル 1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

7 学校火災発生時の対応【発生時及び事後の対応】



8 給食への異物混入時の対応【事後の対応】



内科	田上病院中種子診療所
	岩元 二郎
歯科	高岡 俊明
	羽生 俊一郎
	鎌田 伸樹
	田中 孝文
学校薬剤師	居川 清一郎